

7. 「道の駅」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電)	
事業内容	「道の駅」 ^(注1) における電欠防止の観点から重要な経路充電 ^(注2) または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における充電のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	定額
	設置工事費	定額

注1：国土交通省に登録されている「道の駅」が事業の対象になります。

注2：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。
主に急速充電設備が利用されることが多い。

7-1. 「道の駅への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件については、(1)～(6)を全て満たし、(7)～(9)のいずれかを満たすことが必要です。

- (1) 設置する充電設備は、急速充電設備であること。
- (2) 設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- (3) 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
- (4) 充電場所を示す案内板を道の駅の入口に設置すること。
 なお、案内板はセンターが求める条件を満たし、車道の上下線から視認できるように設置すること。
- (5) 原則、設置する充電設備が24時間利用できること。
- (6) 国土交通省に道の駅として登録されていること。
 なお、新設の「道の駅」で国土交通省に登録がされていない場合は、国土交通省が行う「平成31年度道の駅第51回・第52回登録」に向けての申請が完了しているか、完了する見込みであることが必要です。
- (7) 新規設置については、充電設備がない場所へ新たに充電設備を設置すること。
- (8) 追加設置については、充電渋滞の緩和を目的としていること。
- (9) 入替設置については、既設充電設備よりも出力の大きい急速充電設備を選択し、充電渋滞の緩和と充電時間の短縮を目的としていること。

※この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下表のとおりです。

なお、1つの申請に対して、充電設備と設置パターンの組み合わせは1つのみであり、複数の充電設備ならびに設置パターンを組み合わせることはできません。

充電設備		急速充電設備 (90kW 以上)	急速充電設備 (50kW 以上 90kW 未満)	急速充電設備 (10kW 以上 50kW 未満)
設置パターン	新規設置	選択不可	1基	1基
	追加設置	1基	1基	1基
	入替設置	1基	1基	選択不可

7-2. 特有の提出書類

道の駅への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類をアップロードし、提出してください。

【申請の内容に応じて求める書類】

7-3：新設の道の駅として国土交通省に登録申請したことを証する書類

7-4：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

7-5：「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合に必要な書類

7-3. 新設の道の駅として国土交通省に登録申請したことを証する書類

申請時に国土交通省へ道の駅としての登録をされていない場合、国土交通省が行う「平成31年度道の駅第51回・第52回登録」の申請の完了を証する書類をアップロードし、提出してください。なお、申請時に登録の申請が完了していない場合は、申請の準備をしていることを証する書類を提出してください。申請完了後は速やかにオンライン申請システムの「実施状況等報告」にデータを入力の上、「申請の完了を証する書類」をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・申請書の作成日の記載

《作成者》

- ・設置場所を管轄する地方公共団体名の記載（公印必須）

《道の駅の名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《設置場所住所》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《宛名》

- ・整備局等の宛名の記載

7-4. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、国・地方公共団体等の指導や指示により造成が必要な場合で、センターが認めた場合のみ補助対象経費とします。

国・地方公共団体等の指導や指示により造成することを証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 本補助金の事業開始日以降である日付の記載

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《発行者》

- ・ 国、地方公共団体等の名称の記載（公印必須）

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《設置場所住所》

- ・ 申請で入力した設置場所住所の記載

《指導や指示》

- ・ 造成しなければならない具体的な指導、指示内容の記載

7-5. 「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合に必要な書類

「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合、直近1年間で、既設充電設備の利用回数が最も多かった月の休日（土日祝）の平均利用回数を証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載

《休日の利用回数》

- ・直近1年間で、既設充電設備の利用回数が最も多かった月の全ての休日（土日祝）ごとの利用回数の記載

《利用回数が最も多かった月》

- ・既設充電設備の利用回数が最も多かった月の記載

《既設充電設備が複数基の場合は、区別できる型式、IDまたは名称等》

- ・各々の充電設備を書類内で区別できる名称等の記載

《データの取得元》

- ・休日（土日祝）の利用回数のデータ元の記載

7-6. 設置事業計画の申告（新規設置）

電欠回避を目的とする施設への充電設備設置事業において、「施設等の説明」、「設置計画」および「設置の効果」等が採択の重要な判断項目となりますので以下を申告してください。

リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

（1）設置する施設等の説明

- ・施設が新築または改修の場合は、営業開始予定日
- ・道の駅として国土交通省への登録申請が完了していない場合は、登録申請を行う予定日
- ・施設の駐車場の収容台数および過去1年間の休日（土日祝）・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数

（2）設置計画

- ・充電設備の設置を判断するに至った理由
- ・設置する充電設備の種類と基数を選定した理由
- ・設置資金の調達方法

（3）設置の効果

- ・充電設備を設置した後の充電設備の利用頻度について休日（土日祝）・平日を含む月平均の想定利用回数とその考え方

7-7. 設置事業計画の申告（追加設置）

利便性向上の観点から特に有効な場所への充電設備設置事業において、「既設充電設備の情報」、「施設等の説明」および「設置計画」等が採択の重要な判断項目となりますので以下を申告してください。

リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

（1）既設充電設備の情報

- ・ 既設充電設備の出力
- ・ 直近1年間で、既設充電設備の利用回数が最も多かった月の休日（土日祝）の平均利用回数（複数基ある場合は、複数基の平均利用回数）
- ・ 既設充電設備の利用状況または充電渋滞状況

（2）設置する施設等の説明

- ・ 施設が改修の場合は、営業開始予定日
- ・ 道の駅として国土交通省への登録申請が完了していない場合は、登録申請を行う予定日
- ・ 施設の駐車場の収容台数および過去1年間の休日（土日祝）・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数

（3）設置計画

- ・ 充電設備の追加設置を判断するに至った理由
- ・ 設置する充電設備の種類と基数を選定した理由
- ・ 設置資金の調達方法

7－8. 設置事業計画の申告（入替設置）

利便性向上の観点から特に有効な場所への充電設備設置事業において、「既設充電設備の情報」、「施設等の説明」および「設置計画」等が採択の重要な判断項目となりますので以下を申告してください。

リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

（1）既設充電設備の情報

- ・ 既設充電設備の詳細情報を申告する項目は、既設充電設備をセンターの補助金を受けて設置したか、自費で設置したかにより内容が異なります。
詳しくは、「4-3-1. オンライン申請システムの入力」を参照してください。
- ・ 直近1年間で、既設充電設備の利用回数が最も多かった月の休日（土日祝）の平均利用回数（複数基ある場合は、複数基の平均利用回数）
- ・ 既設充電設備の利用状況または充電渋滞状況

（2）設置する施設等の説明

- ・ 施設が改修の場合は、営業開始予定日
- ・ 道の駅として国土交通省への登録申請が完了していない場合は、登録申請を行う予定日
- ・ 施設の駐車場の収容台数および過去1年間の休日（土日祝）・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数

（3）設置計画

- ・ 充電設備の入替設置を判断するに至った理由
- ・ 設置する充電設備の種類と基数を選定した理由
- ・ 設置資金の調達方法